

# 内部環境監査スペシャリストの登録手順

## 1. 適用範囲

この文書は、一般社団法人産業環境管理協会 環境マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、「CEAR」という）が、内部環境監査スペシャリストとして「内部環境監査スペシャリストの資格基準」に照らして評価登録するための手順について規定する。

## 2. 引用文書

SE10「内部環境監査スペシャリストの資格基準」  
SEF1001「内部環境監査スペシャリスト申請の手引」  
SEF1002「環境技術スペシャリスト申請の手引」

## 3. 内部環境監査スペシャリストの登録及び再認証

### 3.1 内部環境監査スペシャリストの登録

申請者が「内部環境監査スペシャリストの資格基準(SE10)」に適合していると評価され CEAR に登録すること。

### 3.2 内部環境監査スペシャリストの再認証

登録者が登録有効期限の2年毎に、引き続き「内部環境監査スペシャリストの資格基準(SE10)」に適合していると評価され CEAR に登録を継続すること。

## 4. 内部環境監査スペシャリストの登録及び再認証申請

- 1)登録及び再認証申請を行う者は、「内部環境監査スペシャリスト申請の手引(SEF1001)」に基づき手続きをすること。
- 2)申請書類に漏れなく記入し、確証として必要な資料を添付すること。
- 3)申請で使用する言語は日本語とする。日本語以外の提出書類は、日本語に翻訳をした書類を添付することとし、日本語翻訳書類を正式な申請書類とする。
- 4)申請者は別途定める申請料及び登録料を納入すること。なお、申請料については6項の判定結果のいかんにかかわらず返還しない。

## 5. 内部環境監査スペシャリストの申請受付

- 1)申請締切日は毎月15日とし、登録日は翌々月の1日とする。  
ただし、1月の登録日は10日とする。また、再認証の申請締切日は登録証の有効期限の前月15日とする。
- 2)環境技術スペシャリスト単独での申請は可能とする。

- 3) 内部環境監査シニアスペシャリストは、環境技術スペシャリストの要件を満たすことが必要であるが、環境技術スペシャリストとしての個別申請手続きは不要とする。
- 4) 内部環境監査スペシャリストから内部環境監査シニアスペシャリストへの昇格は随時可能とする。ただし、内部環境監査スペシャリストの有効期限2カ月以内での内部環境監査シニアスペシャリスト昇格申請が要件を満たさず、昇格評価が不合格であっても、内部環境監査スペシャリストの再認証要件を満たしていれば、内部環境監査スペシャリストへの登録は可能とする。

## 6. 評価及び判定

CEARは、提出された申請書類及び添付書類を確認し、「内部環境監査スペシャリストの資格基準(SE10)」への適合性を評価・判定する。判定結果については申請締切日後の翌月末までに当該申請者に文書で通知する。

## 7. 登録証の交付

6項の判定に合格した申請者には下記のとおり登録証を登録日までに交付する。

- ① 「環境技術スペシャリスト」単独登録の場合は、「環境技術スペシャリスト」の登録証
- ② 「内部環境監査スペシャリスト」の単独登録の場合は、「内部環境監査スペシャリスト」の登録証  
また、「環境技術スペシャリスト」を合わせて登録する場合は、「環境技術スペシャリスト」を併記した「内部環境監査スペシャリスト」の登録証
- ③ 「内部環境監査シニアスペシャリスト」の場合は、「環境技術スペシャリスト」を併記した「内部環境監査シニアスペシャリスト」の登録証

## 8. 適用時期

平成29年6月1日